

取組発表② 三原市

身寄りのない方への支援

「終活情報登録制度」について

紹介者：東部保健所 保健課

東部厚生環境事務所・東部保健所の取組について

- 尾三地域保健対策協議会 在宅医療・介護連携推進会議（事務局）
 - ・在宅医療・介護連携啓発事業
 - 令和6年度から令和8年度までの取組として、尾三地域保健対策協議会のホームページに、「在宅医療・介護スタッフの困りごと・知りたいことQ&Aコーナー」を掲載。令和7年度は、身寄りのない高齢者への支援について掲載予定。
- 地域包括ケアシステムに関する市町ヒアリング
- 広島県地域包括ケア伴走支援事業（三原市）
 - ・令和6年度から多職種支援チームのメンバーとして参加。
- 広島県アドバイザー派遣事業等
 - ・地域づくりによる介護予防推進支援事業 広島県アドバイザー派遣時に、運営サポート等を実施。
 - ・介護基盤サービス安定化に向けた市町支援事業に参加。

1 三原市のご紹介

三原市は中国・四国地方のほぼ中心に位置し、瀬戸内海特有の温暖で少雨な気候に恵まれています。

多島美を誇る瀬戸内海と、北部の山地・丘陵が織りなす豊かな自然が魅力です。また、沿岸部には市街地が広がり、JR新幹線や在来線、山陽自動車道、三原・須波港、広島空港など、陸・海・空の交通機関が集まり、交通の利便性が高いことも大きな特徴です。

【基礎データ】

- ☐面積 471.51平方km
- ☐人口 90,573人 (R2国勢調査)
- ☐世帯数 39,091世帯 (R2国勢調査)
- ☐高齢化率 35.7% (R2国勢調査)
- ☐日常生活圏域 3圏域
- ☐民生委員・児童委員 252人 (定数)



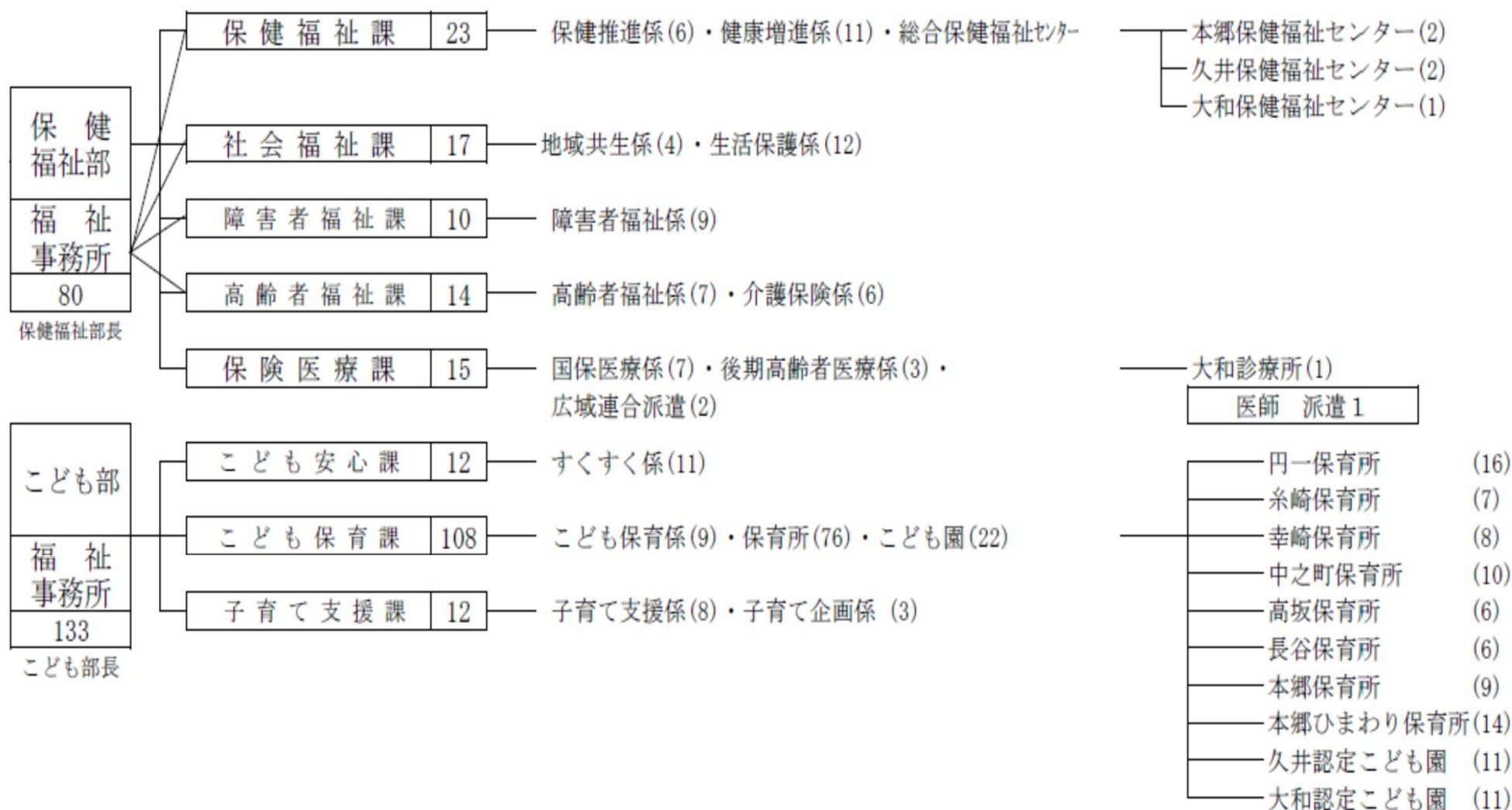
やささだるマン



三原城跡：1567年に毛利元就の三男である小早川隆景によって築城

2 組織体制（保健福祉部、こども部）

保健福祉部及びこども部の各課に地域共生担当を配置



3 三原市の権利擁護の推進に向けた取組



めざす姿

- (1) 様々な困りごとを、身近な場所で相談できている
- (2) 認知症になっても住み慣れた地域での生活が継続できている
- (3) 家族介護者が、介護しながら自分らしい生活を送ることができている

● 個別施策

事業名	概要	担当課
高齢者虐待への的確迅速な対応	高齢者虐待への対応については、高齢者虐待防止対応マニュアルにより市と高齢者相談センター（地域包括支援センター）が連携して、的確かつ迅速な対応を行います。また、虐待を行っている養護者への支援も行います。	高齢者福祉課
介護事業所職員による虐待防止	介護事業所職員を対象に、虐待に当たる行為の周知に努めるとともに、職員に求められる職業倫理や知識、技術について研修・指導を行います。	高齢者福祉課
虐待防止の住民への啓発	講演会の開催などによる啓発により、虐待への気づきを促すとともに、気づいた時には市、高齢者相談センター（地域包括支援センター）、警察に相談・通報することを周知します。	高齢者福祉課
福祉サービス利用援助事業（かけはし）	三原市社会福祉協議会は、広島県社会福祉協議会と連携し、各種福祉サービス利用者への支援や、金銭管理や預金通帳などの書類を預かる管理サービスを提供しています。今後も引き続き認知症や知的障害・精神障害のある人などができる限り地域で自立した生活を送ることができるよう、制度の周知を図ります。	高齢者福祉課
成年後見制度利用支援事業	本人に判断能力は、市長申立による保護もしくはこれ後見人などに対する	
市民後見人の育成	備後圏域連携受講費を助成し、	
権利擁護に係るネットワークの整備	判断能力のない人の権利擁護のために、相談・支援の役割分担を明確にし、連携の谷間に高齢者が置き去りにされないように、権利擁護連携支援センターを設置し、司法を含めた関係者のネットワーク体制を整備・充実させていきます。また、成年後見制度の必要性と具体的な活用方法について、講演会などの様々な機会を利用し、普及啓発を行います。	社会福祉課
身寄りがいない人への支援体制の検討	身寄りがいない、家族の支援が得られない高齢者の入院、入所時の身元保証、死後事務、認知症になった際の生活支援等の課題に対し、解決に向けた方法を検討します。	社会福祉課 高齢者福祉課

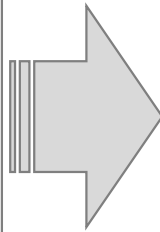
「三原市権利擁護連携支援センター」を三原市社会福祉協議会に設置。

4 身寄りのない方への支援が必要な背景 ①

家族形態の変化によって、社会保障が前提としてきた家族の支え合い「家族依存型福祉」が難しくなり、身寄り問題が目立ってきた。

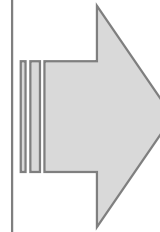
かつての家族形態

- ・兄弟や子どもが多い
- ・3世代同居が当たり前
- ・親戚付き合いが濃密
- ・独身者が少ない



現在、これからの家族形態

- ・兄弟や子どもが少ない
- ・核家族が当たり前
- ・親戚付き合いが希薄
- ・独身者が増加



**单身、
身寄りがない
方が増加**

4 身寄りのない方への支援が必要な背景 ②

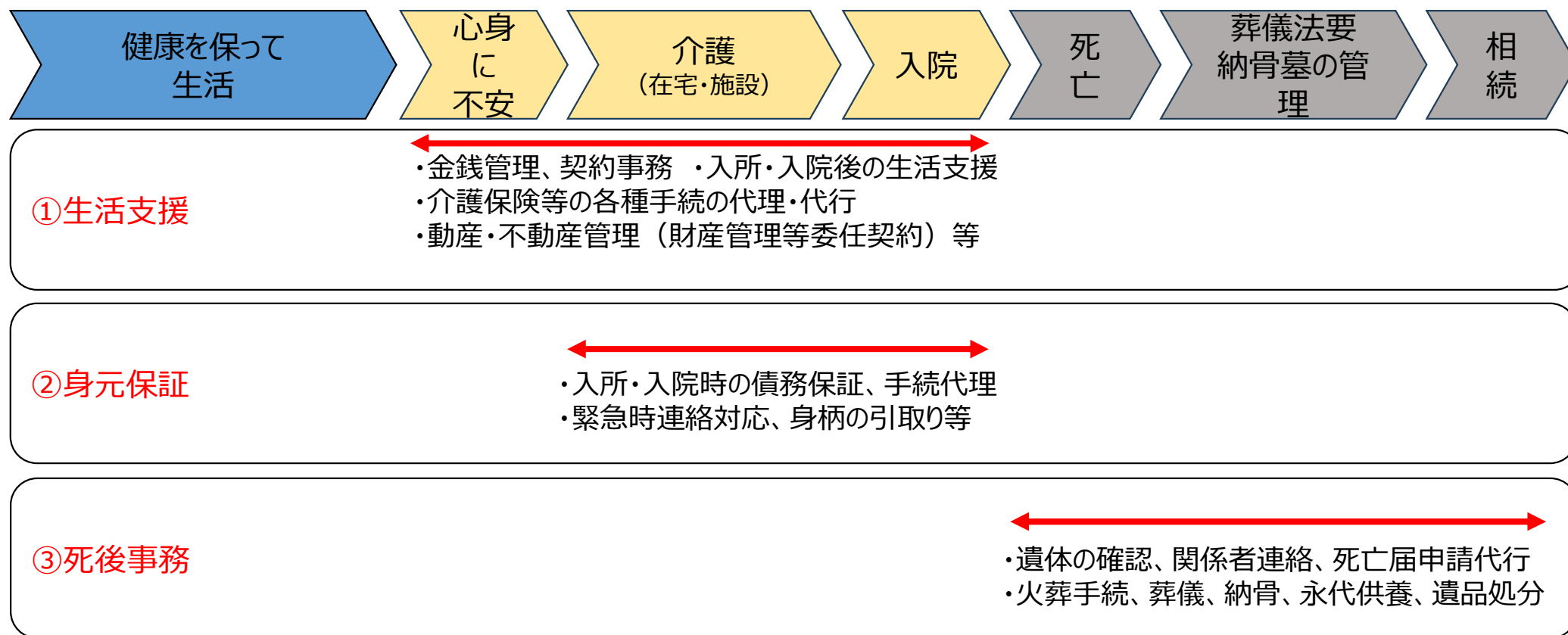
- ①令和7年には団塊の世代が後期高齢者
- ②認知症高齢者が増加（いわゆる2025年問題）
- ③高齢化とともに想定される様々な問題
 - ・認知症高齢者の増加⇨判断能力が十分でない方の増加
 - ・高齢者単身世帯の増加、特に近親者のいない高齢者の増加

民生委員による世帯状況調査では、
三原市内で約5,800世帯が
一人暮らし高齢者世帯

※社人研が公表した将来推計では、団塊ジュニア世代の高齢化により、2050年に65歳以上男性の独居率（1人暮らし）は16.1%から26.1%へと急激に上昇するとともに、このうち未婚者の割合は59.7%と6割になり「近親者のいない高齢単身世帯が今後急増する」との見通しを示している。

5 身寄りのない高齢者が抱える課題

- 身寄りのない高齢者は、病院への入院や介護施設等への入所の際の身元保証、その後の生活支援、葬儀や死後の財産処分などの死後事務について、家族・親族による支援を受けることができないことが考えられる。
- また、加齢に伴い、情報収集や判断能力が低下する一方で、治療や施設入所など重大な決断を迫られる場面が多く、そのような判断を独力ですることは本人にとって最良のケアを選ぶことができないばかりか、心身や財産を危機にさらす可能性も生じる。



身寄りのない方が安心して歳を重ねることができない

6 身寄りのない方を支える支援メニューと課題 ①

○支援メニュー

区分	内容	市・社協	民間	その他
①生活支援	・金銭管理、契約事務 ・入所・入院後の生活支援 ・介護保険等の各種手続の代理・代行 ・動産・不動産管理（財産管理等委任契約）等	○日常生活自立支援事業「かけはし」：生活支援員による金銭管理、通帳等の管理支援（社協） ○成年後見制度（法定後見）：成年後見人による財産管理、介護サービス等の契約	事業者と利用者との間の契約に基づき、各種サービスを提供【有償】 ※費用概要「別紙」	○任意後見制度：任意の契約相手による財産管理、介護サービス等の契約
②身元保証	・入所・入院時の債務保証、手続代理 ・緊急時連絡対応、身柄の引取り等			
③死後事務	・遺体の確認、関係者連絡、死亡届申請代行 ・火葬手続、葬儀、納骨、永代供養、遺品処分	○行旅法、墓埋法及び生活保護法の3法律に基づく、火葬及び納骨		

- ・庁内関係部署や関係機関との会議で、身寄りがない方への支援が地域課題としてあげられていた。
- ・令和6年度実施の専門職を対象とした実態調査結果も踏まえ、市は市社会福祉協議会を中心に関係機関と取組を検討。

○支援における課題

- ・本人の意思を反映した終活
- ・民間サービスを利用できない資力が乏しい人への対策

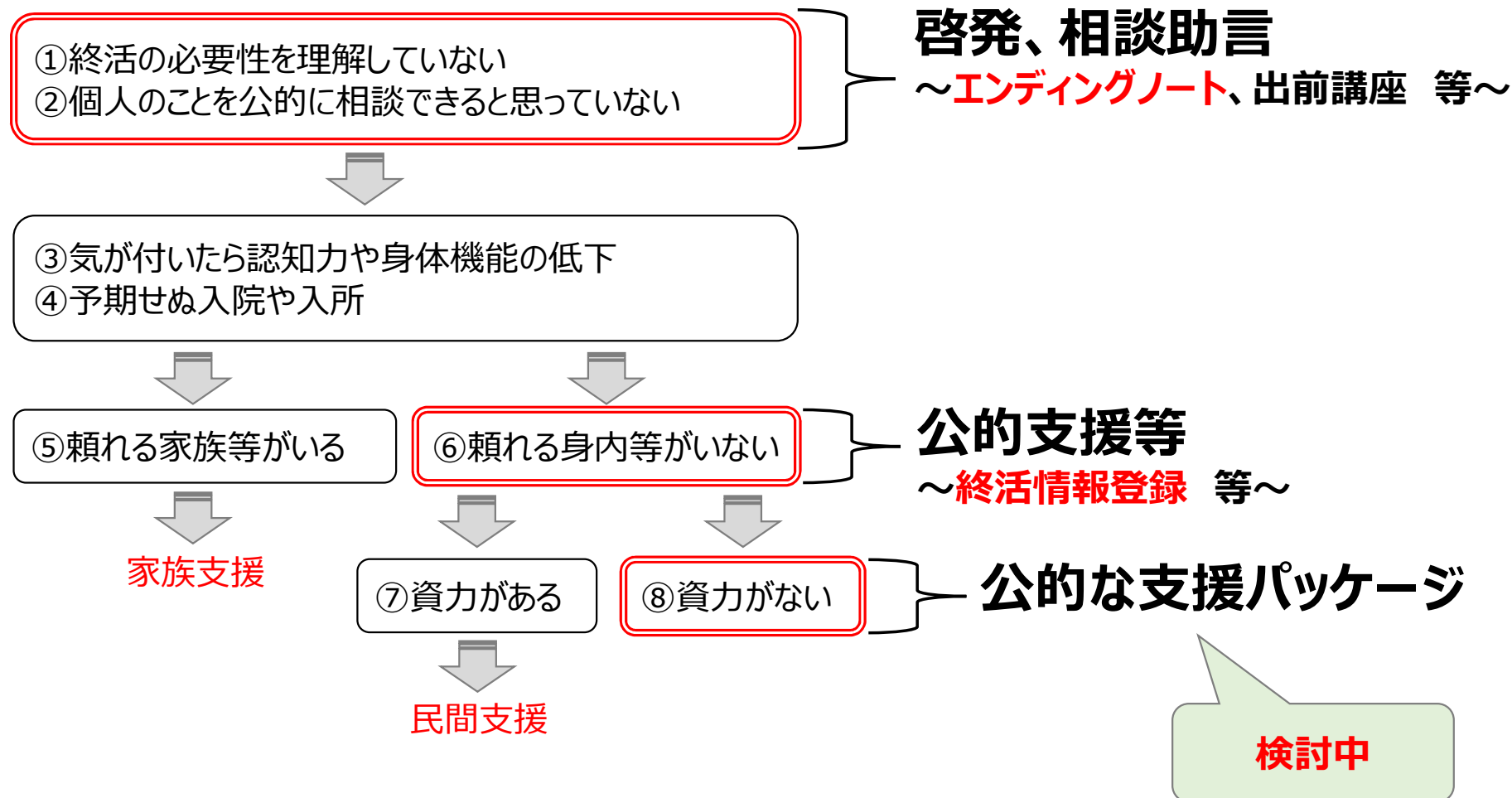
6 身寄りのない方を支える支援メニューと課題 ② 民間サービス

○サービスの利用開始時に必要な額が少なくとも100万円以上であった。このことから、一定程度の収入・資産がなければ、身元保証等高齢者サポート事業の利用は困難であることがうかがえる。

費目\事業者	A事業者	B事業者	C事業者	D事業者
実施するサービス	身元保証、日常生活支援、死後事務	身元保証、日常生活支援、死後事務	身元保証、日常生活支援、死後事務	身元保証、日常生活支援、死後事務
基本料 等	基本料金 51.6 万円 (入会金 44 万円を含む。)	基本契約料金 46.2 万円 遺言書を作らない場合の 基本契約料金 52.8 万円	申込金 5 万円 分担金 15 万円 年会費 1.2 万円	契約金 66 万円
契約手数料等	弁護士費用 12.6 万円	公正証書遺言作成 13.2 万円	公正証書作成 10 万円 立会人費用 1～2 万円	—
身元保証料	身元保証支援 19.8 万円	身元保証料金 33 万円	身元保証 5,000 円/件 緊急連絡先 3,000 円/件	—
生活支援費用	33 万円 (うち 22 万円は預託金) 22 万円超過分は都度徴収 緊急支援 1.1 万円/4 時間 一般支援 1,100 円/時	財産管理 1.65 万円/月 後見サポート 3.3 万円/月 訪問料金 5,500 円/時 お手伝い 5,500 円/時 夜間お手伝い 7,150 円/時 等	預託金 20 万円～ サポート費用 2 名 1.5 万円/日 2 名 7,500 円/半日 等	見守り支援費用 満 80 歳となった翌月以降 1.5 万円/月 訪問日当 3,300 円/時 任意後見申立費用 11 万円 等
死後事務費用	葬送支援費 (預託) 73 万円	要相談 (信託口座に預託)	50 万円～ (預託金)	預かり金 120 万円
合計 (都度払いの費用を除く。)	190 万円	約 92 万円 (基本料金 46.2 万円) 99 万円 (基本料金 52.8 万円) ※いずれも死後事務費用を除く。	約 100 万円	186 万円

7 対策方針 ①

現状の支援制度や課題等から、誰もが自分事として考える意識啓発を入口に、本人の意思を反映した支援を資力の有無を問わず受けることができる対策が必要である。



7 対策方針②

各自が元気なうちから人生の終わりを考え、準備していくことを促す必要がある。
また、現行の支援制度や民間サービスを複合的に活用し、そのうえで不足する支援を補うことで、誰もが安心して歳を重ねていける社会をめざす。

令和7年度～

啓発 ・三原市版のエンディングノート、啓発用のリーフレットやポスターの作成配布 ・啓発セミナーの開催

相談助言 ・三原市社協、高齢者相談センター等による助言や作成支援

終活情報登録 ・健康なうちに生前契約した葬儀事業者、墓地の場所、エンディングノートの保管場所等を市に登録。緊急時に市が回答

令和8年度以降

公的な支援パッケージの提供

・資力が乏しい人を対象にした公的な支援パッケージ（第三者による保証人、各種手続きの対応）

※国の財政支援等の状況を踏まえ検討

ステップアップ	時期	取組項目	改善したい課題	改善効果
	発展	R8年度以降	公的な支援パッケージ（第三者による保証人、各種手続きの対応）	・身寄りがなく、入院保証、火葬届け、葬儀、納骨、死後の各種手続きを行う人がいない ・終末期や死後の不安の解消と不足する支援が提供される。 ・支援者の負担軽減
	基盤づくり	終活情報登録（緊急連絡先や墓地等の情報を市に登録）	・突然の入院、死亡時に緊急連絡先等が分からず対応の遅延 ・お墓があるはずなのに、場所が分からず無縁墓地へ納骨	・速やかな緊急連絡先等の把握、早期対応→不安解消 ・支援者の負担軽減
		エンディングノートの作成、自分事として考える	・身寄りがいない人の場合、手がかりがない状況から親族調査等が必要	・緊急時連絡先等をノートを介して把握、早期対応→不安解消 ・支援者の負担軽減
		セミナー等の啓発、高齢者相談窓口等での相談や助言等	・市民の終活に対する問題意識が低い ・個人のことに公的に相談できると考えていない	・一人ひとりの終活に対する意識を高め、行動を促す

8 令和7年度終活安心サポート事業

誰もが迎える終末期、死後における不安の解消と必要な支援の提供をめざしていく、基盤づくりとして、まずは、市民向けの啓発をはじめ、エンディングノートの作成や終活情報登録に取り組み、誰もが自分事として考え、備えていくことを促す。

三原市版エンディングノート

三原市わたしの未来ノート

- 基本情報
氏名、住所、家族構成、本籍地 等
- 財産や資産
現金、年金、預金、有価証券、不動産、負債、生命保険 等
- 医療や介護に関する希望
- 緊急連絡先
家族、親戚、友人 等
- 葬儀やお墓
生前契約の内容、葬儀の内容、喪主の希望、お墓の場所
- パソコンやスマホなどのIDやパスワード

作成

身寄りがないなど不安がある人

①申請

②登録

終活情報登録制度（R7.5～）

「倒れて入院」「徘徊して保護」「孤独死」など緊急の時



③照会

④回答

警察

消防

医療機関

本人が指定した親族等

- 緊急連絡先、生前契約した葬儀事業者、墓地の場所、エンディングノートの保管場所等を登録
- 本人の意思を知るための手がかりとなる情報を登録

生前契約

話し合いや行動を促す

民間事業者

生活支援、火葬、葬儀、納骨、遺品整理等

相談・助言 ①エンディングノート、②生前契約、③市への終活情報登録 等
・三原市社協、高齢者相談センター等による助言や作成支援

啓発 ①終活に対する意識、②生前契約、③市への終活情報登録 等
・三原市版のエンディングノート、啓発用のリーフレットやポスターの作成配布
・啓発セミナーの開催

9 終活情報登録制度について ①

目的

- ・身寄りのない等のために将来に不安を持つ市民が、緊急連絡先などの終活関連情報をあらかじめ市に登録し、病気、事故等で意思表示ができなくなったとき又は死亡したときに、警察、消防、医療機関、福祉事務所及びあらかじめ照会可能な者として登録された者からの照会に基づき終活関連情報を開示することで、**登録対象者の意思を伝達し、希望に沿った終末期の医療、円滑な死後事務などの実現に繋げ、本人の尊厳を守るとともに人生をより豊かで安心できるものにする。**

対象者

- ・原則、65歳以上の市民で身寄りがない又は頼れる親族がない人
※ただし若年性認知症等の特段の事情がある場合は65歳以上に限らない。

登録申請できる人

- ・原則、対象者本人
※本人が認知症などで申請が難しい場合は成年後見人又は親族も可能。
(要件あり)

9 終活情報登録制度について ②

登録申請から開示の流れ



1 申請登録

・終活情報登録申請書に必要事項を記入して申請

2 登録（無料）

・登録完了後、市から終活情報登録証及び携帯用のカードを交付

3 照会・開示

・警察、消防、医療機関、福祉事務所、照会可能な登録者からの照会に対し、市は開示対象者にあたるかを確認し、情報を開示する。

登録情報の変更等

・登録対象者は、登録情報の変更、廃止しようとするときは、終活情報登録内容変更（廃止）届出書により届け出る。

登録できる情報

- 1 基本情報（対象者・申請者）
- 2 緊急連絡先
- 3 本籍地
- 4 医療情報（通院先(かかりつけ病院名)、アレルギー等）
- 5 エンディングノートや遺言書等の意思表示を記録したもの
のの保管場所
- 6 臓器提供の意思
- 7 献体登録先
- 8 死後事務委任契約、葬儀等の生前契約等
- 9 お墓の所在地
- 10 遺言書の保管場所
- 11 他の自由登録

※6、10、11については本人のみ登録可能。(変更する場合も本人のみ)

携帯用カード	
(表)	(裏)
 三原市 終活情報登録証	もしもの時のわたしの情報は市に登録しています 氏名 三原 太郎 生年月日(昭和30年3月31日) 登録年月日 令和7年4月1日 登録番号【0000】 【お問い合わせ】 三原市保健福祉部社会福祉課 電話番号:0848-67-6058